

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇

なくそう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

非正規社員の皆さん 今の待遇のままで良いのですか!

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3790
17年9月22日(金)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。
9月14日に歴史的勝利判決が出された「労働契約法20条東日本裁判」の判決。
郵政産業労働者ユニオンに所属する原告ら3人の組合員は、労働契約法20条（不合理な労働条件の禁止）に基づき、2014年5月8日、日本郵便株式会社を被告として有期契約である期間雇用社員と正社員の労働条件格差の是正を求める訴訟を提起したものです。
14日、東京地裁が判断した判決の内容を報告します。
原告3名全員の請求を認容し、会社に対して合計金92万6800円の損害賠償請求を命じました。
具体的には、
1、年未年始勤務手当（正社員の8割）
2、住居手当（正社員の6割）

労働契約法20条をたたかう郵政原告団を	第17号 2017年9月
支える会ニュース	〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2 TEL 03-5974-0816 FAX03-5974-0861 郵政20条裁判を支える会

格差是正判決！

東日本裁判で勝利判決勝ち取る !!



開廷から約15分近く過ぎ、東京地裁正門前に「全員勝訴」、「格差是正判決！」の垂れ幕が掲げられました。2013年5月の提訴から約3年半、非正規社員の不合理な格差の是正を求めた郵政労契法東日本20条裁判の判決公判が9月14日、東京地裁で行われ、東京地裁民事第19部・春名茂裁判長は原告3名の訴えを認め、会社に対して、合計92万6800円の損害賠償を命じました。判決は年未年始勤務手当、住宅手当の損害賠償を認め、他に判決理由の中で夏期・冬期休暇と有給の病気休暇を取得させないことは不合理な労働条件の相違であり、労契法20条に違反することを認めました。原告が求めていた手当で認められなかった手当もあるのは残念ですが、非正規労働者の格差を是正する大きな一歩をかちとった画期的な判決です。これまでいわれなき格差の是正を求める社会の声を背向け続けていた裁判所がやっとともにその声をとり上げた瞬間でした。地裁前集会は歓喜の音が響き渡りました。原告の涙ぐむ姿が印象的でした。

判決前の東京地評争議支援行動の一環としてとりくまれた日本郵政本社前行動には約200人が結集し、裁判支援傍聴は130人以上が集まり、多くは傍聴席に入らず、地裁前で待機していました。
伊藤、梅田両弁護士の「旗出し」はNHKのニュースで全国放映されました。
(以下、支える会ニュースでは裏面に続きますが、未来紙面では省略します。
地下掲示板をご覧ください)

3、夏期・冬期休暇
4、病気休暇
原告らが格差是正を求めていた労働条件のうち、年未年始勤務手当、住居手当の損害賠償を認め、他に判決の理由の中で夏期・冬期休暇と有給の病気休暇を取得させないことは、不合理な労働条件の相違であること

とを認めた画期的な内容です。
この判決について、長崎中央局支部として「格差是正の勝利判決」として、判決が確定し非正規社員の待遇が少しでも改善される第一歩となることを願いました。
しかし会社は翌15日、地裁判決は不当判決との立場から控訴しました。



郵政ユニオンは東日本訴訟の他、西日本でも同様の裁判を行ったたかっています。
しかし郵政ユニオンだけでは、解決までには時間がかかりました。
社員の皆さん、ユニオンに加入して待遇改善を勝ち取りましょう！
(支える会ニュースを掲載します)